

自由研削といしの取替等の業務特別教育 案内書

法令根拠 講習案内

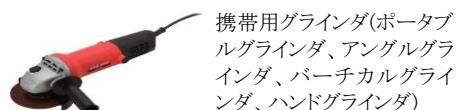
- 労働安全衛生法第59条の規定により、研削といしはその取扱いを誤ると作業中に「といし」が破壊され重大な災害につながる危険性がある為、特別教育を修了した者でなければ従事させることは出来ません。
- 当協会では年間計画に基づいて愛媛県下の各地区で講習を開催していますので、この機会に受講いただきますようご案内いたします。

【特別教育を必要とする業務】

労働安全衛生規則第36条第1号

- 研削用といしの取替え又は取替え時の試運転の業務

切断機、その他(木工機械等に研削砥石を取り付けて使用するもの)



携帯用グラインダ(ポータブルグラインダ、アングルグラインダ、バーチカルグラインダ、ハンドグラインダ)



卓上(床上)グラインダ(両頭グラインダ、スインググラインダ、ワゴングラインダ)

申込方法

受付開始：原則、開催日の2ヶ月前(その日が土・日、祝祭日の場合はその翌日)

申込締切：開催日の2週間前(その日が土・日、祝祭日の場合はその前日)なお、定員に達した場合は締切日前でも締め切れます。

手続方法：窓口申込、郵送申込(現金書留、銀行振込)の方法があり、詳細はホームページを参照ください。

当協会では学科講習のみを実施していますので、下表の実技証明が必要です。

受講資格

自由研削用といしの取付け方法及び試運転の方法について2時間以上の実技教育を実施していることを、講習申込書に事業者証明印で証明されている事が必要です。

講習科目 講習時間

科 目	時 間
自由研削用研削盤、自由研削用といし、取付け具等に関する知識	2時間
自由研削用といしの取付け方法及び試運転の方法に関する知識	1時間
関係法令	1時間
合計 4時間 … この時間には休憩時間も含んでおりません。 実際の講習時間は休憩等を考慮した時間配分となっています。	

受講料

区分	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
一般	9,900円	1,320円	11,220円
会員	6,600円		7,920円

※キャンセルの場合の取扱いは、協会ホームページをご確認ください。

修了証

- 全科目受講された方に、(公社)愛媛労働基準協会発行の修了証を交付致します。
- 事業者様には受講証明書を発行致します。(3年間の保存義務があります。)